

「地域小規模児童養護施設の設置運営について」の一部改正 新旧対照表（案）

新	旧
<p style="text-align: right;">児 発 第 4 8 9 号 平成 1 2 年 5 月 1 日</p> <p>[一部改正] 平成13年3月30日 雇 児 発 第 1 9 1 号 [一部改正] 平成17年3月31日 雇 児 発 第 0 3 3 1 0 0 5 号 [一部改正] 平成18年4月 3 日 雇 児 発 第 0 4 0 3 0 0 3 号 [一部改正] 平成20年6月27日 雇 児 発 第 0 6 2 7 0 0 4 号 [一部改正] 平成23年※月※日 雇 児 発 ※ 第 ※ 号</p> <p>都道府県知事 各 殿 指定都市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生省児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">地域小規模児童養護施設の設置運営について</p> <p>児童養護施設に入所している子どもについては、早期の家庭復帰を通じた自立支援を図る観点から家庭環境の調整に取り組んでいただいているところであるが、地域の中の住宅地などに新たな小規模な施設を設置し、近隣住民との適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境の中で生活体験を積むことにより、入所している子どもの社会的自立が促進されるよう、別紙の通り「地域小規模児童養護施設設置運営要綱」を定め、平成12年10月1日より適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。</p> <p>(別紙) 地域小規模児童養護施設設置運営要綱</p> <p>1. 目的 地域小規模児童養護施設（児童養護施設における本体施設の分園（グループホーム）のうち、この要綱に定める基準に適合するものとして都道府県知事、指定都市市長又は児童相談所設置市長（以下「都道府県知事等」という。）の指定を受けたものをいう。以下同じ。）は、地域社会の民間住宅等を活用して近隣住民との適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境の中で養護を実施することにより、子どもの社会的自立の促進に寄与することを目的とする。</p> <p>2. 運営主体 地域小規模児童養護施設の運営主体は、地方公共団体及び社会福祉法人等であって、すでに本体施設を運営しているものとする。</p> <p>3. 対象となる子ども</p>	<p style="text-align: right;">児 発 第 4 8 9 号 平成 1 2 年 5 月 1 日</p> <p>[一部改正] 平成13年3月30日 雇 児 発 第 1 9 1 号 [一部改正] 平成17年3月31日 雇 児 発 第 0 3 3 1 0 0 5 号 [一部改正] 平成18年4月 3 日 雇 児 発 第 0 4 0 3 0 0 3 号 [一部改正] 平成20年6月27日 雇 児 発 第 0 6 2 7 0 0 4 号</p> <p>都道府県知事 各 殿 指定都市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生省児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">地域小規模児童養護施設の設置運営について</p> <p>児童養護施設に入所している子どもについては、早期の家庭復帰を通じた自立支援を図る観点から家庭環境の調整に取り組んでいただいているところであるが、<u>実親が死亡したり、行方不明等の場合には、長期にわたり家庭復帰が見込めないことから、主としてこれらの子どもを対象に、地域の中の住宅地などに新たな小規模な施設を設置し、近隣住民との適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境の中で生活体験を積むことにより、入所している子どもの社会的自立が促進されるよう、別紙の通り「地域小規模児童養護施設設置運営要綱」を定め、平成12年10月1日より適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。</u></p> <p>(別紙) 地域小規模児童養護施設設置運営要綱</p> <p>1. 目的 地域小規模児童養護施設（以下「<u>地域小規模施設</u>」という。）は、<u>現に児童養護施設（以下「本体施設」という。）を運営している法人の支援のもと、地域社会の民間住宅等を活用して近隣住民との適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境の中で養護を実施することにより、子どもの社会的自立の促進に寄与することを目的とする。</u></p> <p>2. 運営主体 地域小規模施設の運営主体は、地方公共団体及び社会福祉法人等であって、すでに本体施設を運営しているものとする。</p> <p>3. 対象となる子ども</p>

地域小規模児童養護施設の対象となる子どもは、児童養護施設に入所する子どものうち、本体施設から離れた家庭的な環境の下で養育することが適切なものとする。

4. 定員等

地域小規模児童養護施設の定員は、本体施設とは別に6人とし、常に現員5人を下回らないようにすること(ただし、指定の直後はこの限りでない)。
また、地域小規模児童養護施設は本体施設に対する分園としての位置付けであることから、施設の認可定員は、本体施設の定員と地域小規模児童養護施設を含む分園(グループホーム)の定員を合算したものであること。なお、本体施設及び地域小規模児童養護施設を除く分園(グループホーム)の措置費の算定に当たっては、地域小規模児童養護施設の定員は含まずに算定すること。

5. 設備等

- (1) (略)
- (2) 個々の入所している子どもの居室の床面積は、一人当たり4.95㎡以上(幼児については3.3㎡以上)とすること。ただし、平成22年度において指定を受けているものにあつては、なお従前の例による。
なお、原則として、一居室当たり2人までとすること。
- (3) 及び(4) (略)

6. 職員

- (1) 地域小規模児童養護施設専任の職員として児童指導員又は保育士を2人置くこと。
- (2) (略)

7. 運営に当たっての留意事項

- (1) 地域小規模児童養護施設は、本体施設から援助が得られる等常に適切な対応がとれる場所で実施するものとする。
- (2) 及び(3) (略)
- (4) 本体施設から地域小規模児童養護施設に移行する子ども及びその保護者に対しては、事前にこの施設の目的及び内容を十分説明することにより、円滑な施設運営が実施されるよう留意すること。

8. 経費

地域小規模児童養護施設の運営に要する経費は、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」(平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知)に基づき、別に定める保護単価を適用するものとする。

9. 対象施設等

地域小規模児童養護施設の指定を受けようとする者は、都道府県知事等に対して申請を行い、次により都道府県知事等が指定するものとする。

なお、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市民生主管部(局)長は、実施状況について翌年度4月末日までに別添様式1により当局家庭福祉課長まで報告すること。また、地域小規模児童養護施設を新たに指定し、又は指定を取り消したときは、別添様式2により遅滞なく同課長まで報告すること。

- (1) 本体施設において児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている

この施設の対象となる子どもは、実親が死亡したり、行方不明等で、長期にわたり家庭復帰が見込めないもの等とする。

4. 定員等

この施設の定員は、本体施設とは別に6人とし、常に現員5人を下回らないようにすること。

5. 設備等

- (1) (略)
- (2) 個々の入所している子どもの居室の床面積は、一人当たり3.3㎡以上とすること。
なお、原則として、一居室当たり2人までとすること。
- (3) 及び(4) (略)

6. 職員

- (1) 地域小規模施設専任の職員として児童指導員又は保育士を2人置くこと。
- (2) (略)

7. 運営に当たっての留意事項

- (1) 地域小規模施設は、本体施設から援助が得られる等常に適切な対応がとれる場所で実施するものとする。
- (2) 及び(3) (略)
- (4) 本体施設から地域小規模施設に移行する子ども及びその保護者に対しては、事前にこの施設の目的及び内容を十分説明することにより、円滑な施設運営が実施されるよう留意すること。

8. 経費

本施設の運営に要する経費は、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」(平成11年4月30日厚生事務次官通知)に基づき、別に定める保護単価を適用するものとする

9. 対象施設等

この事業を実施しようとする者は、都道府県知事、指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長(以下「都道府県知事等」という。)が定める期間内に都道府県知事等へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事等が各年度ごとに指定するものとする。

なお、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市民生主管部(局)長は、当該年度の4月末日までに別添様式1により、この申請及び指定の結果を、また、実施状況については、翌年度4月末日までに別添様式2により、当局家庭福祉課長まで報告すること。

- (1) 当該施設において児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている

場合に限ること。

- (2) 同一施設において、地域小規模児童養護施設と児童養護施設分園型自活訓練事業を同時に指定することは認められないこと。
- (3) 本体施設1施設につき2か所を超える地域小規模児童養護施設を指定しようとするときは、当該施設の小規模化及び地域分散化の取組状況等を勘案するとともに、事前に当局家庭福祉課と協議の上で行うこと。

場合に限ること。

- (2) 入所率の高い施設を優先すること。なお、地域小規模施設に子どもが移っても、本体施設の入所率が90%を下回らないことが望ましいこと。(ただし、極端に低いものはみとめられないこと。)また、複数の地域小規模施設を指定する場合は、本体施設の平均入所率が90%を下回らないこと。
- (3) 本体施設の一部を地域小規模施設とするものは認められないこと。
- (4) 同一施設において、地域小規模施設と児童養護施設分園型自活訓練事業を同時に指定することは認められないこと。
- (5) 指定を受けた施設であっても、やむを得ないと認められる理由がなく、年度途中の実績が本要綱の要件を下回る場合は指定を取り消すこと。

【改正後全文】

児 発 第 4 8 9 号

平成 1 2 年 5 月 1 日

[一部改正] 平成13年3月30日 雇児発第191号

[一部改正] 平成17年3月31日 雇児発第0331005号

[一部改正] 平成18年4月3日 雇児発第0403003号

[一部改正] 平成20年6月27日 雇児発第0627004号

[一部改正] 平成23年※月※日雇児発※第※号

都道府県知事
各 殿
指定都市市長

厚生省児童家庭局長

地域小規模児童養護施設の設置運営について

児童養護施設に入所している子どもについては、早期の家庭復帰を通じた自立支援を図る観点から家庭環境の調整に取り組んでいただいているところであるが、地域の中の住宅地などに新たな小規模な施設を設置し、近隣住民との適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境の中で生活体験を積むことにより、入所している子どもの社会的自立が促進されるよう、別紙の通り「地域小規模児童養護施設設置運営要綱」を定め、平成12年10月1日より適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。

(別紙)

地域小規模児童養護施設設置運営要綱

1. 目的

地域小規模児童養護施設（児童養護施設における本体施設の分園（グループホーム）のうち、この要綱に定める基準に適合するものとして都道府県知事、指定都市市長又は児童相談所設置市市長（以下「都道府県知事等」という。）の指定を受けたものをいう。以下同じ。）は、地域社会の民間住宅等を活用して近隣住民との適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境の中で養護を実施することにより、子どもの社会的自立の促進に寄与することを目的とする。

2. 運営主体

地域小規模児童養護施設の運営主体は、地方公共団体及び社会福祉法人等であつて、すでに本体施設を運営しているものとする。

3. 対象となる子ども

地域小規模児童養護施設の対象となる子どもは、児童養護施設に入所する子どものうち、本体施設から離れた家庭的な環境の下で養育することが適切なものとする。

4. 定員等

地域小規模児童養護施設の定員は、本体施設とは別に6人とし、常に現員5人を下回らないようにすること（ただし、指定の直後はこの限りでない。）。

また、地域小規模児童養護施設は本体施設に対する分園としての位置付けであることから、施設の認可定員は、本体施設の定員と地域小規模児童養護施設を含む分園（グループホーム）の定員を合算したものであること。なお、本体施設及び地域小規模児童養護施設を除く分園（グループホーム）の措置費の算定に当たっては、地域小規模児童養護施設の定員は含まずに算定すること。

5. 設備等

(1) 日常生活に支障がないよう必要な設備を有し、職員が入所している子どもに対して適切な援助及び生活指導を行うことができる形態であること。

(2) 個々の入所している子どもの居室の床面積は、一人当たり4.95㎡以上（幼児については3.3㎡以上）とすること。ただし、平成22年度において指定を受けているものにあつては、なお従前の例による。

なお、原則として、一居室当たり2人までとすること。

(3) 居間、食堂等入所している子どもが相互交流することができる場所を有していること。

(4) 保健衛生及び安全について配慮されたものでなければならないこと。

6. 職 員

- (1) 地域小規模児童養護施設専任の職員として児童指導員又は保育士を2人置くこと。
- (2) 必要に応じ、その他の職員（非常勤可）を置くこと。

7. 運営に当たっての留意事項

- (1) 地域小規模児童養護施設は、本体施設から援助が得られる等常に適切な対応がとれる場所で実施するものとする。
- (2) 施設の運営に当たっては、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、児童委員、学校及び入所している子どもの家庭等と密接に連携をとり、入所している子どもに対する自立支援が円滑かつ効果的に実施されるよう努めなければならない。
- (3) 特に、地域における近隣関係については、子どもは地域において育成されるという観点に立ち、積極的に良好な関係を築くよう努めること。
- (4) 本体施設から地域小規模児童養護施設に移行する子ども及びその保護者に対しては、事前にこの施設の目的及び内容を十分説明することにより、円滑な施設運営が実施されるよう留意すること。

8. 経 費

地域小規模児童養護施設の運営に要する経費は、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知）に基づき、別に定める保護単価を適用するものとする。

9. 対象施設等

地域小規模児童養護施設の指定を受けようとする者は、都道府県知事等に対して申請を行い、次により都道府県知事等が指定するものとする。

なお、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市民生主管部（局）長は、実施状況について翌年度4月末日までに別添様式1により当局家庭福祉課長まで報告すること。また、地域小規模児童養護施設を新たに指定し、又は指定を取り消したときは、別添様式2により遅滞なく同課長まで報告すること。

- (1) 本体施設において児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。
- (2) 同一施設において、地域小規模児童養護施設と児童養護施設分園型自活訓練事業を同時に指定することは認められないこと。
- (3) 本体施設1施設につき2か所を超える地域小規模児童養護施設を指定しようとするときは、当該施設の小規模化及び地域分散化の取組状況等を勘案するとともに、事前に当局家庭福祉課と協議の上で行うこと。